

2018年2月15日

各位

会社名 株式会社日立国際電気  
代表者名 執行役社長 佐久間嘉一郎  
(コード番号6756 東証第一部)  
問合せ先 法務・CSR本部長 奥吉 章二  
TEL 03-6734-9401

### 株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するお知らせ

当社は2018年2月15日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、第1号議案「株式併合の件」が承認可決され、2018年3月14日を効力発生日として当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)17,690,043株を1株に併合(以下、「本株式併合」といいます。)いたします。本株式併合により、HKEホールディングス株式会社(以下「HKEホールディングス」といいます。)及び株式会社日立製作所以外の株主の皆様のご所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てHKEホールディングスに売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2018年3月13日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格(2017年11月24日付「HKEホールディングス合同会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において定義されます。)と同額である3,132円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、端数株処分代金のお受取りにつきましては、下記「2. 端数株処分代金お支払い方法について」をご参照ください。

### 記

#### 1. 端数株処分代金お支払いに係る主な日程について

端数株処分代金お支払いの日程に関しましては、以下ご参照ください。

2018年3月8日	当社株式の最終売買日
2018年3月9日	当社株式の上場廃止日
2018年3月14日	本株式併合の効力発生日
2018年5月中旬(予定)	端数株処分代金に関する支払開始日・書類発送日

#### 2. 端数株処分代金お支払い方法について

端数株処分代金のお支払いについては、「端数株処分代金に関する書類」を2018年5月中旬に

株主の皆様のお届出住所またはご指定の場所宛てにお送りする予定です。

端数株処分代金は、株式数比例配分方式をご選択の株主の皆様以外の株主の皆様へは、従来ご指定いただいている当社株式配当金のお受取り方法によりお支払いいたします。2018年4月上旬にお送りする予定の「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」に同封の「端数株処分代金振込指定書」のお取扱いにつきましては、以下お手続きをご確認ください。

- (1) 従来、配当金を領収証（ゆうちょ銀行等）でお受取りの株主の皆様
  - ・ お振込みによるお受取りをご希望の場合
    - 「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」に同封の「端数株処分代金振込指定書」をご提出ください。
  - ・ 上記指定書のご提出のない場合
    - 「端数株処分代金領収証」等をお送りいたします。（ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります。）
  
- (2) 従来、配当金をお振込みにより金融機関口座（単純取次方式、登録配当金受領口座方式）でお受取りの株主の皆様
  - ・ 配当金振込指定口座でお受取りをご希望の場合
    - お手続きは不要です。
  - ・ 上記口座以外でお受取りをご希望の場合
    - 「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」に同封の「端数株処分代金振込指定書」をご提出ください。
  
- (3) 従来、配当金を証券会社口座でお受取りの株主の皆様（株式数比例配分方式）端数株処分代金を証券会社口座へお振込みすることができませんので、下記のいずれかのお手続きをお取りください。
  - ・ 金融機関口座へのお振込みによるお受取りをご希望の場合
    - 「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」同封の「端数株処分代金振込指定書」をご提出ください。
  - ・ 上記指定書のご提出のない場合
    - 「端数株処分代金領収証」等をお送りいたします。（ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります。）

<法人の株主の皆様へ>

端数株処分代金が5万円以上となる法人の株主の皆様については、「端数株処分代金振込指定書」のご提出がない場合、ゆうちょ銀行窓口等でのお支払いのお受取りが可能な「振替払出証書」によるお支払いとさせていただきますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、「振替払出証書」は、印紙税法別表第1課税物件表17号2に該当するため、ゆうちょ銀行での現金お受取りの際、収入印紙（200円）の貼付のほか、取引時確認資料のご提出等を求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 端数株処分代金振込指定書のご記入・ご提出について

「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」同封の記入例をご参照のうえ、「端数

株処分代金振込指定書」に必要事項をご記入いただき、ご押印欄にご押印のうえ、下記の郵便物送付先宛てにお送りください。

なお、「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」同封の返信用封筒をご使用の場合には、郵送料は不要となります。

<ご注意>

- ・支店名相違や記入漏れ等によるお振込み先の確認ができない場合は、「端数株処分代金領収証」等でのお支払い（ゆうちょ銀行等において現金でのお受取り）とさせていただきます。
- ・お振込みによるお受取りをご希望の場合は、2018年4月上旬に別途お送りする予定の「株式併合後の端数株処分代金お支払いに関するご案内」において指定される期日までに必ずご提出ください。ご提出のない場合は「端数株処分代金領収証」等でのお支払いとさせていただきます場合がございます。
- ・原則ご本人様名義の金融機関口座をご指定ください。  
ご本人様名義以外の口座へお振込みをご希望の場合は、ご本人様からのご指示であることを確認させていただきますので、ご押印欄に実印をご押印いただき、印鑑証明書を同封のうえご返送ください。

4. 本件に関するご照会先

株主名簿管理人 東京証券代行株式会社  
照会先 東京証券代行株式会社 事務センター  
0120-49-7009（フリーダイヤル）  
（受付時間：平日 9:00～17:00）

以上